

新規就農・農地集積関係佐賀県説明会が開催されました

農林水産省は、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の具体的な進め方について、平成23年度4次補正予算成立及び平成24年度予算の概算決定を基に、全国各地で説明会を開催されています。

本県については、平成24年1月30日に小城市で、市町等関係機関・団体を対象に「新規就農・農地集積関係佐賀県説明会」が開催されましたので、その概要をお知らせします。

【説明概要】

○ 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)の作成について

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。

このため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するため「未来の設計図」となる「**人・農地プラン**」を作成する。

「人・農地プラン」に位置づけられた、今後の担い手や営農組織は、新規就農者を支援する「**青年就農給付金**」、地域の担い手や集落営農組織に農地の集積を促進する「**農地集積協力金**」、「**スーパーL資金の当初5年間無利子化**」といった支援を受けることができる。

プランは、集落を単位(地域の実情により複数集落でもよい)に、市町等が地域農業の将来像の**アンケート調査**を行う⇒それを基に地域で誰(組織)に農業を担ってもらうか、また、そこへの農地集積をどうするかを、**地域の経営者の方(奥さんやお子さんも含め)と関係者(市町、農業委員等)を交えて話し合い**、原案を作成⇒それを基に市町が農業再生協議会メンバーや集落代表等で検討会を開催し、作成される。

なお、この**市町検討会の参加メンバーの3割以上は女性であること**が義務づけられている。

○ 新規就農総合支援事業について

日本の農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66歳(H22)と高齢化が進展している。今後、持続可能な力強い農業を実現するためには、毎年2万人の青年新規就農者の定着促進を図る必要があることから、画期的な青年農業者支援策が打ち出された。

対策は、青年就農給付金の【**就農準備**】と【**独立・自営就農**】および農の雇用事業を拡充した【**法人正社員就農**】に区分される。それぞれの事業概要は、次のとおり。

【就農準備】

★内容

県農業大学校などの農業者育成教育機関、県が定める先進農家や先進農業法人で研修する場合、研修期間中の**最長2年間150万円**が支給される。

★人・農地プランへの記載要件

なし

★就農・年齢要件

研修終了後1年以内に**原則45歳未満**で、独立・自営の経営開始または農業法人等へ就農すること。

★研修計画基準

県農業大学校や県が定める先進農家等で**概ね1年(概ね1200時間)以上の研修**が必要。

※すでに研修を開始している者であっても**残りの期間が1年以上ある場合**は対象。

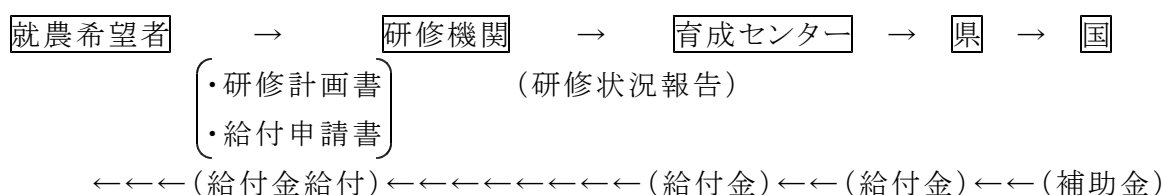
★対象者の要件

- ・専属雇用契約を締結していないこと。
- ・求職者支援制度など生活費を支給する国の他の事業と重複しないこと。

★返還

- ・研修が適切でなかった場合。
- ・研修終了後1年以内に就農しなかった場合。
- ・給付期間の1.5倍(最低2年)以上就農しなかった場合。

☆申請・給付の流れ



【独立・自営就農】

★内容

原則45歳未満で独立・自営する就農者に対し、年間150万円が最長5年間給付される。

★人・農地プランへの記載要件

市町が作成する「**人・農地プラン**」に**位置づけ**られる(または見込まれる)こと。

★独立・自営就農とは

- ・農地を所有または利用権を有している。
- ・主要な機械・施設を所有または賃借している。
- ・本人名義で出荷・販売している。
- ・経営収支を本人の通帳・帳簿で管理している。

**※親元就農でも、経営継承(就農後5年以内)や親の経営から独立した部門経営の場合
は、対象になる。**

★経営計画基準

独立・自営就農で5年後に農業(農家民宿など関連産業も含む)で生計が成り立つ計画であること。

- ・求職者支援制度など生活費を支給する国の他の事業と重複しないこと。

★対象者の特例

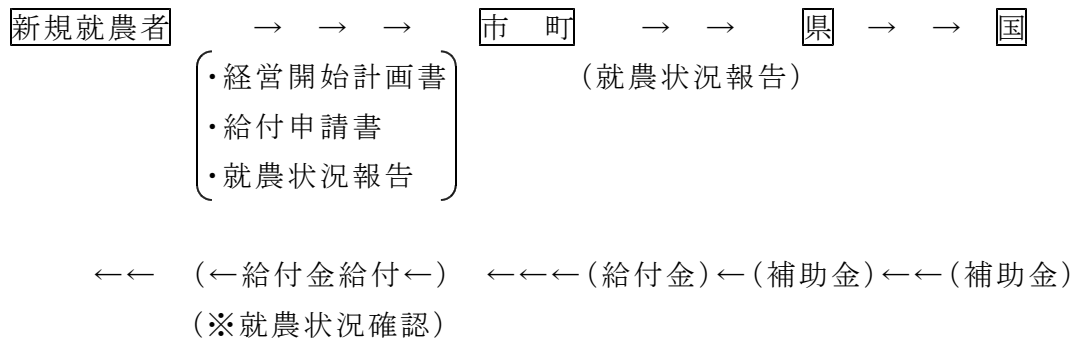
- ・**夫婦とも就農(家族経営協定、経営資源の共有など共同経営者であることが明確な場合)**
は1.5人分を給付する。

- ・複数の新規就農者が、法人を設立して共同経営を行う場合は、人数分を給付する。
- ・平成20年4月以降に独立・自営就農した者についても対象とするが、給付は就農後5年以内とする。

★給付停止

- ・給付金を除いた前年の所得の合計額が250万円を超えた場合。
- ・経営開始計画に基づく必要な作業を怠るなど、適切な就農等を行っていないと市町が判断した場合。

☆申請・給付の流れ



【農の雇用事業（法人正社員就農）】

★内容

新規就農者の雇用就農を支援するため、**正規雇用した農業法人等に対し**、研修経費として年間雇用者1人あたり最大120万円が最長2年間助成される。

★支援単価

- ・新規就農者実践研修：9万7千円（月額）＝116万4千円（年額）
- ・指導者研修 **：3万6千円（年額）：指導者の自己研修費**

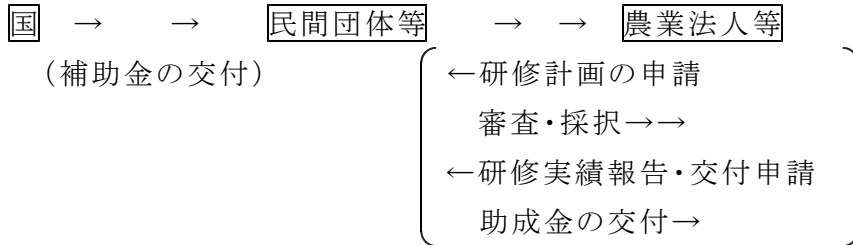
★農業法人等の要件

- ・就農に必要な実践研修を行う農業法人等。
- ・正職員（期間の定めのない雇用契約、労働時間35時間以上）として雇用すること。
- ・雇用者を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させること。
- ・雇用就農者との間に原則として過去に雇用関係がないこと。
（短時間労働者・季節雇用者を正職員として雇用する場合を除く）
- ・労働保険（労災保険・雇用保険）に加入していること
- ・過去に雇用及び研修に関して法令に違反するトラブルがないこと。
- ・国による雇用就農者の人件費に対する助成、雇用奨励金等を受給していないこと。
- ・雇用就農者が青年就農給付金（準備型）で研修を受けた経営体と同じ経営体でないこと。
- ・過去日本事業の対象となった雇用就農者が複数いる場合、1/3以上が農業法人の原因により離職していないこと。

★雇用就農者に関する要件

- ・雇用就農者の農業就農経験が5年以内であり、研修就農後も継続してに農業に従事する意志があること。
- ・雇用就農者が過去に本事業の対象になっていないこと。
- ・当該農業法人等の代表者の親族でないこと。(他の労働者と同等の条件の場合を除く)

☆申請・給付の流れ



【農業経営者育成教育機関に対する支援】

就農希望者や経営発展等を目指す農業者のレベルを向上させ、今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くすることを目的として、地域の中核教育機関や高度な農業経営者教育を実施する教育機関への支援を実施する。

- ★高度な農業経営者育成教育機関を(民間から公募)

『 連 携 』

- ★県農業大学のカリキュラムの充実(※農業法人等との連携による就農支援強化)

○ 農地集積対策について

人・農地プラン(地域農業マスタープラン)を定めた市町村において、そのプランを実現するために農地集積に協力する者に対して、市町等から、**農地集積協力金**(【**経営転換協力金**】、【**分散錯圃解消協力金**】)が交付される。

【経営転換協力金】

★交付対象地域

人・農地プランを作成した市町村

★交付対象者

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者で**農業者戸別所得補償制度の加入者**であること。

- ① 土地利用型農業から経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人(相続をされる者)

- ※ **遊休農地(農地法第30条第3項の各号に該当する農地)の保有者は、経営転換協力金の交付を受けられない。**

ただし、遊休農地の保有者が、遊休農地解消計画書を農業委員会に提出し、当該計画の実施可能性を委員会に確認してもらった場合は、協力金の交付を受けることができる。

★交付対象者が行うべき要件

- ① 交付対象者は、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、全ての自作地

(他の農業者に、利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く)を白紙委任する必要がある。

※ただし、次の農地は除く。

- ・土地利用型作物以外の作物を栽培する農地(土地利用型農業から経営転換する農業者)
- ・自留地〔10a未満の農地〕(リタイアする農業者・農地の相続人)

※ 委任期間は10年以上で**委任の内容は6年以上の農地の貸付け(農作業委託を含む)の相手方を選定すること。**

※ 農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人は、**市街化区域内の農地の委任は受けない。**

② 交付対象者は、**今後10年間、次の作物の販売を行わない旨の制約が必要。**

- ・土地利用型農業から経営転換する農業者は、**土地利用型作物**
- ・リタイアする農業者・農地の相続人は、**農作物全般**

③ **主要な農業用機械を廃棄処分するか、地域の中心となる経営体へ無償譲渡(譲渡人が当該農業用機械を再取得しないことを条件)することが必要。**

※ 所有農業用機械のうちトラクタ、田植機、コンバインの各1台の計3台を廃棄する旨の誓約。
ただし、土地利用型農業から経営転換する農業者については、田植機とコンバインの各1台の計2台を処分する。

★ 人・農地プランの作成集落等が行う要件

白紙委任の対象となった農地全てに関し、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、集落において地域の中心となる経営体を含めた合意がされていることが必要。

★ 交付単価

① 農林水産省・都道府県から市町村等への配分金額

白紙委任面積	0.5ha以下	0.5ha超2.0ha以下	2.0ha超
配分金額	30万円/戸	50万円/戸	70万円/戸

② 市町村等から交付対象者への交付金額

市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付。

③ 市町村特認

市町村等への配分金額と交付申請者への配分金額の差額は、市町村等が農地の集積又は分散錯圃の解消に必要と認める事業に用いることができる。

④ 市町村特認で実施できる工種

障害物除去、整地、客土、土壌改良材投入、暗きょ排水、測量

【分散錯圃解消協力金】

★ 交付対象地域

人・農地プランを作成した市町村

★ 交付対象者

地域の中心となる経営体の分散した農地の連坦化に協力する農地の所有者等で、**農業者戸別所得補償制度の加入者**であること。

① 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者

② 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する**農地を借りて耕作していた農業者**

★交付要件

① 地域中心となる経営体経営耕地隣接する農地について、白紙委任すること。

白紙委任とは、貸付け先の相手を指定しない委任契約で、かつ

- ・相手先は農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人
- ・委任期間は10年間以上
- ・委任内容は6年以上農地貸付け（農作業委託を含む）の相手方を選定すること

② 白紙委任した農地について、地域の中心となる経営体が引き受けを内諾していること。

★交付の対象とならない者・農地

・経営転換協力金の交付を受けた者は、分散錯圃解消協力金の交付を受けられない。

・**遊休農地は、分散錯圃解消協力金の対象農地とならない。**

★交付単価

① 農林水産省→県→市町村を通じ、5千円/10a

② 市町村から交付対象者への交付金額

市町村等への配分金額の範囲内で市町村等が単価を決定して交付

（※市町村等への配分金額と、交付申請者への配分金額の差額は、国へ返還する）

○規模拡大加算の見直し

★面的集積要件の見直し内容

人・農地プランにおいて**地域の中心となる経営体**への**農地の集積範囲が定められた場合**には、その範囲内で**利用権が設定されれば**、規模拡大加算の**面的集積要件を満たす**こととする。

※現行は、2筆以上の農地がまとまりを構成しているか、地域農業再生協議会が特に認める場合。

○スーパーL資金の金利負担軽減措置

平成24年度において「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する。

★対象者

人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者

★借入条件等

・資金用途：農地取得を含む施設整備、長期運転資金等

※国の補助金（交付金を含む）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金は対象外

・借入限度額：個人1.5億円（複数部門経営等は3億円）

:法人5億円(常時従業者数に応じ10億円)

- ・借入金利:償還期限に応じて0.6~1.40%(平成23年12月19日現在)
- ・償還期限:25年以内(うち据置期間10年以内)
- ・金利負担軽減措置:貸付当初5年間実質無利子化

※23年度までの認定農業者向けの農業近代化資金及びスーパーL資金の貸付後5年間の金利負担軽減(5年間無利子)は見直し、ただし、既認定分は継続。

★留意事項

園芸・畜産等の独立・自営認定農業者について、「人・農地プラン」にもれなく記載すること。また、認定更新時期にある認定農業者については、**継続認定を推進**すること。

○農地の相続税・贈与税納税猶予の特例等の創設

相続税納税猶予の適用を受けている農業相続人が、農業経営基盤強化促進法に基づく事業により、納税猶予の適用を受ける市街化区域外の農地を貸し付けた場合、納税猶予が継続される。(特定貸付けを行っている旨等を記載した届出書を、2ヶ月以内に税務署長に提出すること) また、既に特定貸付けが行われている農地を相続した場合や、農地の相続に伴い新たに特定貸付けを行った場合についても、市街化区域外の農地であれば、相続税の納税猶予の適用を受けることができる。

★受贈者の営農継続要件

農地の贈与を受けてから貸付けを行うまでに10年(貸付け時に65歳未満である場合には、20年)以上営農を継続することが必要。

○農家戸別所得補償制度の留意点

★調整水田等の不作付地の改善計画

改善計画の達成予定年度までに作物作付けが行われないことが確実な場合、米及び水田活用の所得補償交付金の交付対象水田から除外することを検討(ただし、「人・農地プラン」において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられた場合を除く)